

第 8 0 号 議 案

東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を  
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

( 提 案 理 由 )

この案は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の改正に伴い、サービスの提供に関し規定の整備を図る等のため提出します。

東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例の一部を  
改正する条例

東京都台東区立高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年3月台東区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「通所介護」の次に「（以下「通所介護」という。）」を加え、同項第2号中「認知症対応型通所介護」の次に「（以下「認知症対応型通所介護」という。）」を加え、同項第3号中「介護予防認知症対応型通所介護」の次に「（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する  
第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）

第3条第2項中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

第9条第2項に次の1号を加える。

（4） 第1号通所事業 介護保険法第115条の45の3第2項の規定により、第1号通所事業に要する費用の額を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより算定する額

第11条の見出し中「等」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

付 則

この条例は、台東区規則で定める日から施行する。